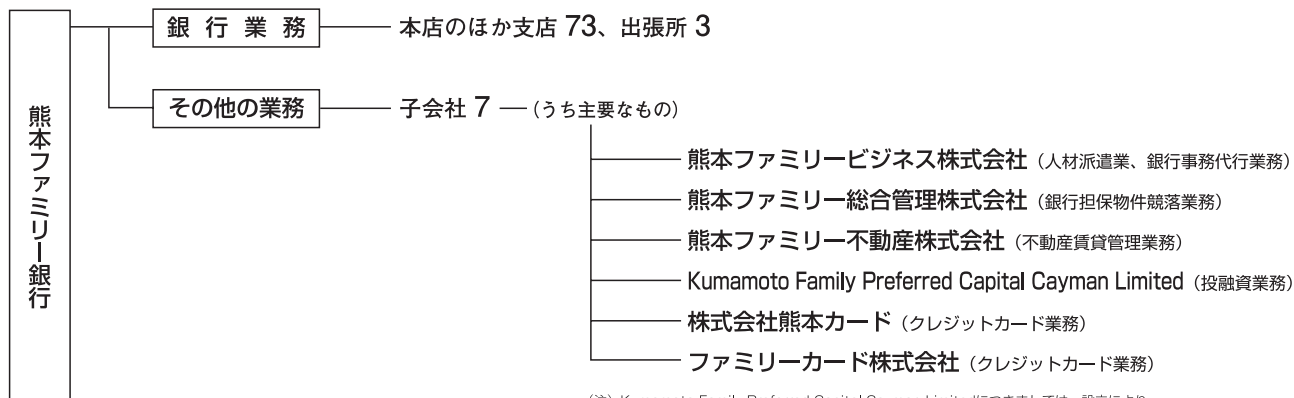


企業集団等の概況

(平成18年9月30日現在)

[主要な事業の内容及び組織の構成]



(注) Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedにつきましては、設立により、当中間連結会計期間から連結子会社としています。

[連結子会社の状況]

名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	設立年月日	議決権の 所有割合(%)	当行の子会社等の 議決権割合(%)
熊本ファミリービジネス(株)	熊本市水前寺6丁目31番8号	40	銀行事務代行業務、人材派遣業務	平成 元 年 1月10日	100.0	—
熊本ファミリー総合管理(株)	熊本市水前寺6丁目31番8号	200	銀行担保物件競落業務	平成 9 年 9月19日	100.0	—
熊本ファミリー不動産(株)	熊本市水前寺6丁目29番20号	70	店舗用不動産の取得賃貸管理業務	昭和62年 4月24日	100.0	—
Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited	Ugland House, POBox 309GT, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Island	25,500	投融資業務	平成18年 9月 5日	100.0	—
(株) 熊 本 カ ー ド (注)3	熊本市山崎町44番地	30	クレジットカード業務	平成 元 年 6月22日	40.0	—
ファミリーカード(株)	熊本市山崎町44番地	37	クレジットカード業務	平成 2 年 6月14日	96.4	—
(株)熊本総合ファイナンス (注) 2,3	熊本市水前寺6丁目29番20号	30	金銭貸付業務	昭和57年10月14日	46.7	43.3

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

2. 上記関係会社のうち、(株)熊本総合ファイナンスは中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成18年9月末時点で15,509百万円です。なお、(株)熊本総合ファイナンスは特別精算中の会社です。

3. 持分は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものです。

営業の概況

●業績

当行グループ連結の平成18年9月期の経常収益については、貸出金利の低下等により、前中間連結会計期間末比10億円減少し、172億円となりました。また、経常費用については、株式会社福岡銀行との経営統合後の一体的な財務運営を行うため、当行グループの自己査定基準及び貸倒償却・引当基準等の財務基準を地銀の中でも極めて保守的とされる株式会社福岡銀行の基準に統一し、自己査定を実施した結果、当中間連結会計期間において553億円の追加引当処理を実施しました。このことを主因に、経常損益は、前中間連結会計期間末比545億円減少し517億円の損失となりました。また、中間純損益は、前中間連結会計期間末比485億円減少し472億円の損失となりました。

自己資本比率は、上記損益状況が反映する一方で、株式会社福岡銀行の資本支援を得て資本増強を行った結果、連結ベースで前中間連結会計期間末比0.19ポイント上昇し、8.21%となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、前中間連結会計期間末比11億円減少し1兆3,163億円となりました。

預金は、公金預金を中心に定期預金が増加したことなどにより、期中41億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆2,186億円となりました。一方、運用面では、貸出金は、住宅ローンが増加したものの、不良債権処理に伴う貸出債権の売却などにより、期中194億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9,930億円となりました。また、有価証券は、金利動向に留意しながら、債券購入など計画的な資金運用に努めた結果、期中224億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2,003億円となりました。

●キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローでは、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増133億円等があったものの、税金等調整前中間純損失が517億円となったため、前中間連結会計期間末比142億円減少し△43億円、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が△702億円、有価証券の売却及び償還による収入が合計で487億円となったことから前中間連結会計期間末比88億円増加し△217億円、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債発行及び劣後ローン調達により前中間連結会計期間末比350億円増加し342億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末残高より96億円増加し、848億円となりました。

[主要な連結経営指標等の推移]

(単位：百万円)

項目	連結会計年度 平成16年度 中間連結会計期間 自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日	平成17年度 中間連結会計期間 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日	平成18年度 中間連結会計期間 自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日	平成16年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日	平成17年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
連結経常収益	18,622	18,267	17,266	38,825	42,721
連結経常利益 (△は連結経常損失)	2,586	2,790	△ 51,752	5,306	5,491
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	2,540	1,376	△ 47,214	—	—
連結当期純利益	—	—	—	5,110	3,499
連結純資産額	62,355	67,284	44,005	66,031	67,412
連結総資産額	1,262,320	1,317,470	1,316,309	1,297,437	1,317,438
連結ベースの1株当たり純資産額 (円)	183.72	225.34	△ 166.18	214.69	226.76
連結ベースの1株当たり中間純利益 (△は連結ベースの1株当たり中間純損失) (円)	20.87	11.27	△ 384.84	—	—
連結ベースの1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	36.41	23.15
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	10.75	5.59	—	—	—
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	20.80	15.84
連結自己資本比率(国内基準) (%)	7.83	8.02	8.21	8.01	9.28
営業活動による キャッシュ・フロー	△ 414	9,870	△ 4,360	25,400	1,456
投資活動による キャッシュ・フロー	6,684	△ 30,594	△ 21,720	△ 4,478	△ 30,528
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 6	△ 801	34,200	△ 14	9,107
現金及び現金同等物の 中間期末残高	82,054	75,180	84,872	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	—	—	—	96,699	76,746
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	1,544 [348]	1,486 [404]	1,489 [485]	1,489 [339]	1,475 [417]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、P31注記事項（1株当たり情報）に記載しています。

3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。

4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しています。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しています。なお、当行は国内基準を採用しています。

6. 平成18年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しますが純損失が計上されているので記載していません。

■ 中間連結財務諸表

[中間連結貸借対照表]

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
(資 産 の 部)				
現金預け金	75,697	5.74	85,673	6.51
買入金銭債権	70	0.01	106	0.01
金銭の信託	4,151	0.31	3,943	0.30
有価証券 ^{※1.8}	177,946	13.51	200,398	15.22
貸出金 ^{※2,3,4,5,6,7,9}	1,012,466	76.85	993,042	75.44
外国為替 ^{※7}	377	0.03	722	0.05
その他の資産 ^{※8}	8,825	0.67	7,367	0.56
動産 ^{※8,11,14,15}	20,120	1.53	—	—
有形固定資産 ^{※11,14,15}	—	—	18,837	1.43
無形固定資産	—	—	611	0.05
繰延税金資産	20,786	1.58	26,729	2.03
支払承諾見返	20,130	1.53	17,574	1.34
貸倒引当金	△ 23,027	△ 1.75	△ 38,699	△ 2.94
投資損失引当金	△ 75	△ 0.01	—	—
資産の部合計	1,317,470	100.00	1,316,309	100.00

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
(負 債 の 部)				
預借金 ^{※8}	1,214,502	92.18	1,218,650	92.58
費用金 ^{※12}	—	—	10,000	0.76
外国為替 ^{※13}	20	0.00	28	0.00
社員の負債 ^{※13}	—	—	10,000	0.76
その他の引当金	7,508	0.57	7,503	0.57
賞与引当金	423	0.03	457	0.04
退職給付引当金	5,408	0.41	5,936	0.45
その他の偶発損失引当金	33	0.01	36	0.00
再評価に係る繰延税金負債 ^{※11}	2,139	0.16	2,116	0.16
支払承諾	20,130	1.53	17,574	1.34
負債の部合計	1,250,168	94.89	1,272,303	96.66
(少 数 株 主 持 分)				
少数株主持分	17	0.00	—	—
(資 本 の 部)				
資本金	34,262	2.60	—	—
資本剰余金	23,164	1.76	—	—
利益剰余金	6,415	0.49	—	—
土地再評価差額金 ^{※11}	872	0.07	—	—
その他の有価証券評価差額金	2,690	0.20	—	—
自己株式	△ 119	△ 0.01	—	—
資本の部合計	67,284	5.11	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	1,317,470	100.00	—	—
(純 資 産 の 部)				
資本金	—	—	34,262	2.60
資本剰余金	—	—	23,164	1.76
利益剰余金	—	—	△ 39,430	△ 3.00
自己株式	—	—	△ 134	△ 0.00
(株 主 資 本 合 計)	—	—	17,861	1.36
その他の有価証券評価差額金	—	—	301	0.02
繰延ヘッジ損益	—	—	0	0.00
土地再評価差額金	—	—	836	0.06
(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	—	—	1,138	0.08
少数株主持分	—	—	25,005	1.90
純資産の部合計	—	—	44,005	3.34
負債及び純資産の部合計	—	—	1,316,309	100.00

■ 中間連結財務諸表

[中間連結損益計算書]

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日		当中間連結会計期間 自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	18,267	100.00	17,266	100.00
資 金 運 用 収 益	15,241		14,567	
(うち貸出金利息)	(14,333)		(13,518)	
(うち有価証券利息配当金)	(693)		(911)	
役 務 取 引 等 収 益	1,990		2,026	
そ の 他 業 務 収 益	451		550	
そ の 他 経 常 収 益	583		121	
経 常 費 用	15,477	84.73	69,018	399.73
資 金 調 達 費 用	1,125		1,271	
(うち預金利息)	(1,090)		(1,088)	
役 務 取 引 等 費 用	1,159		1,182	
そ の 他 業 務 費 用	629		941	
営 業 経 費	8,293		8,399	
そ の 他 経 常 費 用 ※1	4,269		57,224	
経 常 利 益 (△は経常損失)	2,790	15.27	△ 51,752	△ 299.73
特 別 利 益	531	2.91	8	0.05
特 別 損 失	2,052	11.24	36	0.21
減 損 損 失 ※2	2,044		—	
そ の 他	7		36	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (△は税金等調整前中間純損失)	1,268	6.94	△ 51,780	△ 299.90
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24	0.13	20	0.12
法 人 税 等 調 整 額	△ 135	△ 0.74	△ 4,583	△ 26.54
少数株主利益(△は少数株主損失)	4	0.02	△ 3	△ 0.02
中 間 純 利 益 (△は中間純損失)	1,376	7.53	△ 47,214	△ 273.45

[中間連結剰余金計算書]

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日
	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	23,164
資本剰余金増加高	—
資本剰余金減少高	—
資本剰余金中間期末残高	23,164
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	5,668
利益剰余金増加高	1,543
中 間 純 利 益	1,376
土地再評価差額金取崩額	166
利益剰余金減少高	796
配 当 金	796
自己株式処分差損	0
利益剰余金中間期末残高	6,415

■ 中間連結財務諸表

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成 18 年 3 月 31 日 残 高	34,262	23,164	8,539	△ 125	65,840
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)			△ 791		△ 791
中間純損失			△ 47,214		△ 47,214
自己株式の取得				△ 8	△ 8
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩額			35		35
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	△ 47,970	△ 8	△ 47,979
平成 18 年 9 月 30 日 残 高	34,262	23,164	△ 39,430	△ 134	17,861

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
平成 18 年 3 月 31 日 残 高	700	—	871	1,572	9	67,421
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当 ^(注)				—		△ 791
中間純損失				—		△ 47,214
自己株式の取得				—		△ 8
自己株式の処分				—		0
土地再評価差額金の取崩額				—		35
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△ 398	0	△ 35	△ 433	24,996	24,562
中間連結会計期間中の変動額合計	△ 398	0	△ 35	△ 433	24,996	△ 23,416
平成 18 年 9 月 30 日 残 高	301	0	836	1,138	25,005	44,005

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日
	金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益(△は税金等調整前中間純損失)	1,268	△ 51,780
減 価 償 却 費	378	350
減 損 損 失	2,044	—
貸倒引当金の増減(△) 額	△ 3,172	9,630
投資損失引当金の増減(△) 額	—	△ 75
賞与引当金の増減(△) 額	△ 19	27
退職給付引当金の増減(△) 額	330	187
その他の偶発損失引当金の増減(△) 額	△ 505	△ 19
資 金 運 用 収 益	△ 15,241	△ 14,567
資 金 調 達 費 用	1,125	1,271
有価証券関係損・益(△)	△ 380	643
金銭の信託の運用損・益(△)	△ 154	43
為替差損・差益(△)	△ 13	△ 26
動産不動産処分損・益(△)	7	—
固定資産処分損・益(△)	—	34
貸出金の純増(△) 減	△ 12,189	23,566
預金の純増減(△)	20,953	13,305
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	1,726	△ 483
コールローン等の純増(△) 減	6	△ 16
外国為替(資産)の純増(△) 減	45	△ 262
外国為替(負債)の純増減(△)	16	10
資金運用による収入	15,322	14,399
資金調達による支出	△ 902	△ 1,146
そ の 他	△ 695	586
小 計	9,950	△ 4,319
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 79	△ 40
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,870	△ 4,360
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 61,299	△ 70,265
有価証券の売却による収入	29,355	43,336
有価証券の償還による収入	1,492	5,365
金銭の信託の増加による支出	—	△ 500
金銭の信託の減少による収入	—	500
動産不動産の取得による支出	△ 155	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 232
無形固定資産の取得による支出	—	△ 95
動産不動産の売却による収入	12	—
有形固定資産の売却による収入	—	171
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,594	△ 21,720
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金による収入	—	10,000
少数株主からの払込による収入	—	25,000
配 当 金 支 払 額	△ 796	△ 791
自己株式の取得による支出	△ 5	△ 8
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 801	34,200
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	6	5
V 現金及び現金同等物の増減(△) 額	△ 21,519	8,125
VI 現金及び現金同等物の期首残高	96,699	76,746
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	75,180	84,872

■ 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

主要な会社名

熊本ファミリー不動産株式会社
熊本ファミリービジネス株式会社
熊本ファミリー総合管理株式会社
株式会社熊本カード

ファミリーカード株式会社

Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited

なお、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しています。

(2) 非連結子会社 0社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりです。

3月末日 1社
6月末日 1社
9月末日 5社

(2) 3月末日中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しています。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち、時価のあるものについては中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物：3年～50年
動産：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しています。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しています。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割りいた金額と

債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,865百万円です。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てています。

(6) 償与引当金の計上基準

償与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する償与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しています。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法には次のとおりです。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（5,014百万円）については、主として15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しています。

(8) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれ中間決算日等の為替相場により換算しています。

(10) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

（為替変動リスク・ヘッジ）

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

（金利リスク・ヘッジ）

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っています。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っています。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金です。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間連結会計期間から適用しています。

当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は19,000百万円です。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表及び銀行法施行規則により作成されています。

（投資事業組合に関する実務対応報告）

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から実務対応報告を適用しています。

これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微です。

（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法で定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しています。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微です。

（有限責任事業組合に関する実務対応報告）

「有限責任事業組合及び合同会社に対する投資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から実務対応報告を適用しています。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微です。

（有価証券の評価基準及び評価方法）

有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定していましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することになりました。

この結果、当中間連結会計期間より株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により算定しています。

時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。また、従来、①中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移と発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より当中間連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っています。

この結果、従来の方針に比べて、経常損失及び税金等調整前中間純損失が518百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しています。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令（内閣府令第60号平成18年4月28日）より改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しています。

（中間連結貸借対照表関係）

①純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しています。

②負債の部に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しています。

③「不動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しています。

④「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しています。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

①（不動産不動産処分損益（△））は、中間連結貸借対照表の「不動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益（△）」等として表示しています。

②また、「（不動産不動産の取得による支出）」「有形固定資産の取得による支出」等として、「（不動産不動産の売却による収入）」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しています。

追加情報

株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、1,947百万円増加しています。

注記事項（中間連結貸借対照表関係）

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

※1. 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,683百万円、延滞債権額は44,415百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒引当を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円です。

- なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,879百万円です。
- なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ※6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は11,257百万円です。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しています。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、13,056百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- | | |
|--|-----------------------------|
| 有価証券 | 3,489百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 外貨定期預金 | ―百万円 |
| 上記のほか、内国為替決済、蔵入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金 | 7百万円及び有価証券7,023百万円を差入れています。 |
- なお、その他の資産のうち保証金金融利益金は463百万円です。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、108,852百万円です。このうち契約残存期間が１年以内のものが82,045百万円です。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約残高額の減額をすることができるとの条項が付けられています。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）、予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。
- ※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- 再評価を行った年月日
- | | |
|---|----------|
| 平成10年３月31日 | |
| 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。 | |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 5,578百万円 |
- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれています。
- ※13. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれています。
- ※14. 有形固定資産の減価償却累計額
- | |
|-----------|
| 14,022百万円 |
|-----------|
- ※15. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | |
|----------|
| 2,464百万円 |
|----------|
- （当中間連結会計期間圧縮記帳額
- | |
|------|
| ―百万円 |
|------|
- ※ 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しています。
- 当中間連結会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりです。
- リボルビング有担保コール取引契約の総額
- | |
|-----------|
| 50,000百万円 |
|-----------|
- 契約実行残高
- | |
|------|
| ―百万円 |
|------|
- 差引額
- | |
|-----------|
| 50,000百万円 |
|-----------|

注記事項（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

- ※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,290百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでいます。

注記事項（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）	摘 要
発行済株式数					
普通株式	122,896	450	―	123,346	（注） 1
第一回第一種優先株式	19,238	―	―	19,238	
第一回第二種優先株式	40,000	―	―	40,000	
合 計	182,134	450	―	182,584	
自己株式					
普通株式	325	28	1	352	（注） 2,3
第一回第一種優先株式	―	360	―	360	（注） 4
第一回第二種優先株式	―	―	―	―	
合 計	325	388	1	712	

（変動事由の概要）

- （注）1. 普通株式の発行済株式の増加450千株は、第一回第一種優先株式の普通株式への転換による増加です。
2. 普通株式の自己株式の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少です。
4. 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

2. 配当に関する事項

①配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	122	1円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第一種優先株式	269	14円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第二種優先株式	399	9円98銭	平成18年3月31日	平成18年6月29日

（注）2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの
該当ありません。

注記事項（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：百万円）	
平成18年9月30日現在	
現金預け金勘定	85,673
普通預け金	△747
その他の預け金	△54
現金及び現金同等物	84,872

注記事項（リース取引関係）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間連結会計期間末残高相当額

取 得 価 額 相 当 額	動産	その他	合計
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	1,556百万円	―百万円	1,556百万円
減 損 損 失 累 計 額 相 当 額	940百万円	―百万円	940百万円
中 間 連 結 会 計 期 間 末 残 高 相 当 額	9百万円	―百万円	9百万円
	605百万円	―百万円	605百万円

	1年内	1年超	合計
・ 未經過リース料当中間連結会計期間末残高相当額	307百万円	417百万円	724百万円

・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高		9百万円
-------------------------	--	------

・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
支払リース料	リース資産減損勘定の取崩額	減価償却費相当額	支払利息
166百万円	1百万円	141百万円	24百万円
			―百万円

- ・ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- ・ 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

注記事項（1株当たり情報）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1株当たり純資産額	△166.18円
1株当たり中間純損失	384.84円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	―円

（注） 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載していません。

（注） 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	44,005百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	64,444百万円
（うち少数株主持分）	25,005百万円
（うち優先株式に係る当中間連結会計期間末の純資産額）	39,439百万円
普通株式に係る当中間連結会計期間末の純資産額	△20,438百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当中間連結会計期間末の普通株式の数	122,994千株
2 1株当たり中間純利益又は中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益	
1株当たり中間純利益又は中間純損失	
中間純損失	47,214百万円
普通株式主に属しない金額	―百万円
うち優先配当額	―百万円
普通株式に係る中間純損失	47,214百万円
普通株式の中間期中平均株式数	122,638千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	
中間純利益調整額	―百万円
うち利益処分による優先配当額	―百万円
普通株式増加数	―千株
うち優先株式の転換請求権	―千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

第一回第一種優先株式転換請求権及び第一回第二種優先株式転換請求権
なお、上記の優先株式転換請求権の概要は、「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の脚注に記載のとおり。

注記事項（重要な後発事象）

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

株式会社熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）と株式会社福岡銀行（取締役頭取 谷正明）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結しました。

- (1) 経営統合の目的
- ①両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ②両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

- (2) 統合形態
- 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

- (3) 持株会社の概要

- ①商号
- 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
（英文名称）Fukuoka Financial Group, Inc.）
- ②事業内容
- 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号（現 株式会社福岡銀行本店所在地）
- ③本店所在地
- 平成19年4月2日（月）
- ④設立時期
- 1,000億円
- ⑤資本金
- 250億円
- ⑥資本準備金
- 普通株式 726,224.635株
- 第一種優先株式 18,878,000株
- 第二種優先株式 40,000,000株
- ただし、株式会社熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、株式会社福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。
- ⑦発行予定株式数
- 普通株式 1,000株
- 優先株式 1,000株
- 毎年3月31日

- ⑧単元株式数

- ⑨決算期

連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	連 結	連 結
破綻先債権額	14,706	8,683
延滞債権額	56,002	44,415
3ヵ月以上延滞債権額	162	—
貸出条件緩和債権額	15,823	22,779
合 計	86,694	75,879

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項 目		平成17年度中間連結会計期間	平成18年度中間連結会計期間
基 本 的 項 目	資 本 金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,857	19,719
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	23,164	23,164
	利益剰余金	6,415	△ 39,430
	自己株式(△)	119	134
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	17	25,005
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	25,000
	営業権相当額(△)	—	—
補 完 的 項 目	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	計 (A)	63,739	42,866
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,355	1,328
控 除 項 目	一般貸倒引当金	5,493	5,281
	負債性資本調達手段等	—	20,000
	うち永久劣後債務 ^{注2}	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	—	20,000
計		6,847	26,609
うち自己資本への算入額 (B)		6,847	26,609
控 除 項 目 ^{注4} (C)		50	100
(A)+(B)-(C) (D)		70,536	69,376
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	851,482	821,493
	オフ・バランス取引項目	27,330	23,493
	計 (E)	878,812	844,987
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100(\%)$		8.02%	8.21%

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)です。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されています。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しています海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りです。

発 行 体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還に関する事項	定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上又は資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当に関する事項	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。
発行総額	250億円(1口あたり1,000,000,000円)
払 込 日	平成18年9月21日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回支払配当日は平成19年1月25日)該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。 配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。

	(5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。
強 制 配 当 事 由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が配当の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする）。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする）。 （1）支払不能証明書が交付されていないこと。 （2）分配制限に服すること。 （3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 （4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと。
残余財産分配請求額	1口あたり1,000,000,000円

セグメント情報

[1. 事業の種類別セグメント情報]

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

[2. 所在地別セグメント情報]

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

[3. 国際業務経常収益]

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しています。

証券取引法監査

当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受け、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、新日本監査法人の監査証明を受けています。